

近畿地方整備局淀川ダム統合管理事務所 Twitter（ツイッター）運用ポリシー

1. 目的

本ポリシーは、近畿地方整備局淀川ダム統合管理事務所が取得した公式ツイッターアカウントの運用に関する事項を定めることを目的とする。

2. 基本ポリシー

公式ツイッターアカウントの運用は、近畿地方整備局淀川ダム統合管理事務所がダム放流情報等の防災情報及び行政情報などを発信し、利用者の利便性や安全性を高めることをポリシーとする。また、当アカウントは、専ら情報発信を行うものとし、原則として返信は行わないものとする。

3. 用語の定義

この運用ポリシーにおいて、用語の定義は次のとおりとする。

- | | |
|-------------|---|
| (1) ツイッター | ユーザーがインターネットを利用して140字以内の短文を投稿し、情報を共有できる民間ソーシャルメディアサービス。 |
| (2) 公式ツイッター | 近畿地方整備局淀川ダム統合管理事務所が設置・運営するユーザー名から発信するツイッターをいう。 |
| (3) アカウント | ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。 |
| (4) ツイート | ツイッターに投稿する文章のことをいう。 |
| (5) 公式ツイート | 公式ツイッターから投稿するツイートのことをいう。 |
| (6) フォロー | 他のユーザーのツイートを自動受信するように設定することをいう。（常に自分が受信できるようアカウントを登録することをいう。） |
| (7) リプライ | ツイッターを使っているユーザーからのツイートに返信することをいう。 |
| (8) リツイート | ツイッターを使っているユーザーが投稿した文章を引用して発信することをいう。 |

4. 運用方法

公式ツイッターの運用主体及びアカウントの管理・情報発信は近畿地方整備局淀川ダム統合管理事務所とし、以下のとおり運用する。

発信する情報

- (1) ① 淀川水系のダム放流情報等及び洪水予報などの防災情報
- ② 震災時における管理施設の被災状況や利用状況
- ③ 淀川ダム統合管理事務所が行った記者発表の情報や淀川ダム統合管理事務所が主催または共催しているイベント等の情報
- (2) 発信する文章の作成担当
ツイートする文書は、近畿地方整備局淀川ダム統合管理事務所公式ホームページ（以下「公式ホームページ」という。）に掲載する情報を補完するため所管課が作成する。
- (3) 発信にあたっての留意点
 - ① 誤解を与えない、わかりやすく簡素な情報発信とする。
 - ② 信頼性が担保できない情報は発信しない。
- (4) 発信手順
情報の発信にあたっては、事務所長あるいは代行する者の確認を得た上、適宜公式アカウントでツイートする。
- (5) 他アカウントのフォロー等
公式ツイッターアカウントは、原則として情報発信のみを行うものとし、他アカウントへのフォローやリプライ、リツイートは行わないものとする。ただし、公式アカウントが確認できる公共機関又はこれに準ずる機関へのフォローやリツイートは、行うことがある。
- (6) なりすまし防止
 - ① なりすましによる誤情報等の流布を防止するため、公式ツイッターのプロフィールに公式ホームページのリンクを掲載し、運用ポリシーを参照できるようにする。また、ツイッターのユーザー名を公式ホームページ上に明示する。
 - ② なりすましを発見した場合は、公式ホームページにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。
- (7) 利用の促進
利用者が近畿地方整備局淀川ダム統合管理事務所の公式アカウントであることを容易に認識し、取得したアカウントの信頼性向上のため、「公共機関アカウント」に登録する。
- (8) ツイートに記載するリンク先
ツイートに記載するリンク先は、他機関の所管する防災情報等を引用する場合を除き、原則として近畿地方整備局淀川ダム統合管理事務所ホームページとする。

(9) 状況監視

PC からアクセスするツイッター画面の状況について異常がないか、適時確認を行います。

(10) その他

ツイッターの利用について、何らかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに管理者が利用を中止し、プロフィールや名前、お知らせ内容の変更や削除、アカウントそのものを削除するものとする。

5. 運用ポリシーの周知・変更等

本ポリシーの内容は公式ホームページに掲載し、周知する。また、本ポリシーは必要に応じて変更するものとし、その場合は変更した旨を公式ツイッターアカウントにより発信し、周知する。